

許可申請

野生鳥獣の捕獲は法律で全て禁止されています

捕獲を伴う学術調査を開始するためには

- いつ（期間）
- どこで（区域）
- どの種を（種類）
- 何羽（数量）
- どうやって（方法）
- どのような目的で捕獲し（研究の事項及び方法）
- 捕獲した個体にどんな処理をするか（処置）

を申請し、許可を受ける必要があります

まず最初に・・・

捕獲する種を基準にして

国内希少野生動植物種を除く全ての種を対象とした

①鳥獣保護管理法

国内希少野生動植物種を対象とした

②種の保存法

の「いずれか1つ」に基づく許可が必要です

① 鳥獣保護管理法 (環境省) (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)

学術研究等の目的で鳥・卵を捕獲・採取する場合は、**環境大臣**または**都道府県知事**の許可が必要

環境大臣

かすみ網を使用する
国指定鳥獣保護区内で実施
希少鳥獣を対象

都道府県知事

左のいずれにも該当
しない場合

<捕獲場所の制限>

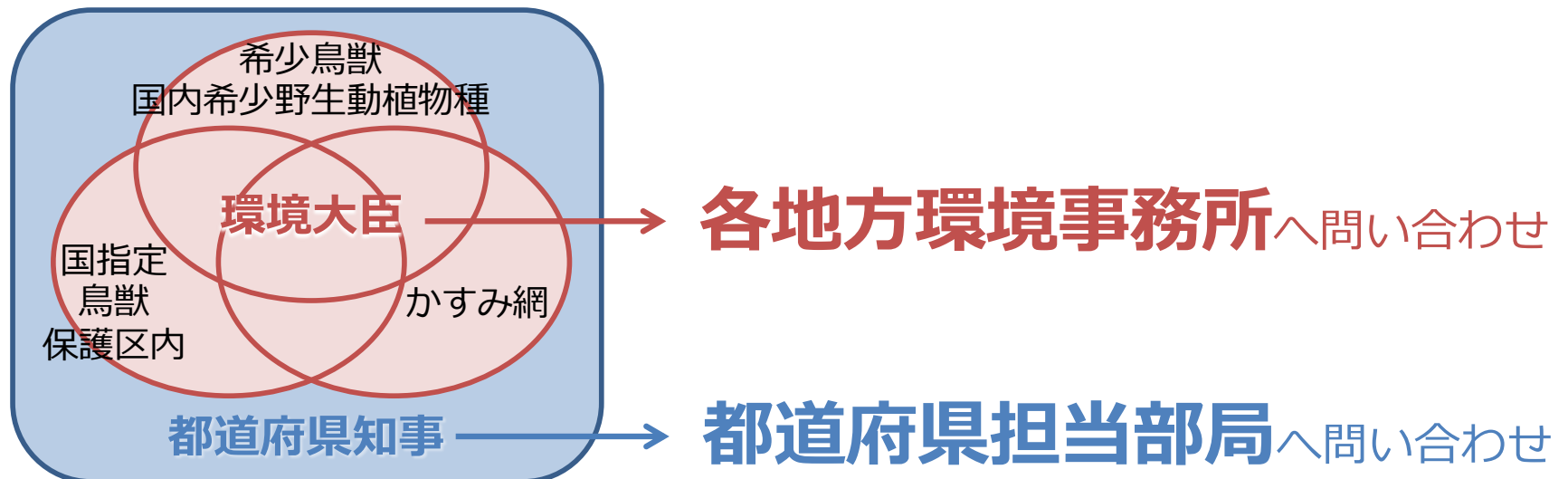
- 土地所有者（垣・さくに囲まれた土地・農地）の承諾
- 猟区設定者の承認
- 「鳥獣保護区・休猟区・公道・国立/国定公園特別保護地区・都市計画法に定める公共空地/園地・原生自然環境保全地域・寺社・墓地」での捕獲は禁止（希望する場合は禁止解除のための手続きが別途必要）

※許可申請に際しては、慣例として大学学長・教授など有識者の添書が必要

②種の保存法 (環境省) (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)

学術研究等の目的で国内希少野生動植物種・緊急指定種およびその卵を捕獲・採取する場合は、**環境大臣**の許可が必要

※許可申請に際しては、慣例として大学学長・教授など有識者の添書が必要



希少鳥獣・国内希少野生動植物種一覽

ライチョウ	アカアシカツオドリ	コシャクシギ	カンムリワシ	サンショウクイ
ウスラ	ヒメウ	ホウロクシギ	チュウビ	チゴモズ
ヒシクイ	チシマウガラシ	ツルシギ	リュウキュウツミ	アカモズ
カリガネ	サンカノゴイ	アカアシシギ		ナミエヤマガラ
ハクガン	オオヨシゴイ	カラフトアオアシシギ	サシバ	オーストンヤマガラ
シジュウカラガン	ミゾゴイ	タカブシギ	オカサワラノスリ	イイジマムシクイ
コクガン	スグロミゾゴイ	ハラシギ	イヌワシ	ハハジマメグロ
ツクシガモ	トキ	タマシギ	クマタカ	ウチヤマセンニュウ
トモエガモ	クロツラヘラサギ	ツバメチドリ	リュウキュウオオコノハズク	オオセツカ
アカオネツタイチョウ	マナヅル	スグロカモメ	ダイトウコノハズク	モスケミソサザイ
アカガシラカラスバト	タンチョウ	オオアシサシ	ワシミズク	オオトラツグミ
ヨナグニカラスバト	ナハヅル	コアシサシ	シマフクロウ	アカコッコ
シラコバト	シマクイナ	ヘニアシサシ	キンメフクロウ	タネコマドリ
キンバト	オオクイナ	エリグロアシサシ	ブッポウソウ	アカヒゲ
コアホウドリ	ヤンバルクイナ	ウミガラシ	オーストンオオアカゲラ	ホントウアカヒゲ
アホウドリ	ハシホソシロチドリ	ケイマフリ	ミユビゲラ	
セグロミスナギドリ	シロチドリ	ウミスズメ	クマゲラ	オカサワラカワラヒワ
オカサワラヒメミスナギドリ	セイタカシギ	カンムリウミスズメ	ノグチゲラ	シマアオシ
クロコシロウミツバメ	アマミヤマシギ	イトヒリカ	ハヤブサ	コジユリ
ヒメクロウミツバメ	コシロオオソリハシギ	オシロワシ		
コウノトリ	オオソリハシギ	オオワシ	ヤイロチョウ	

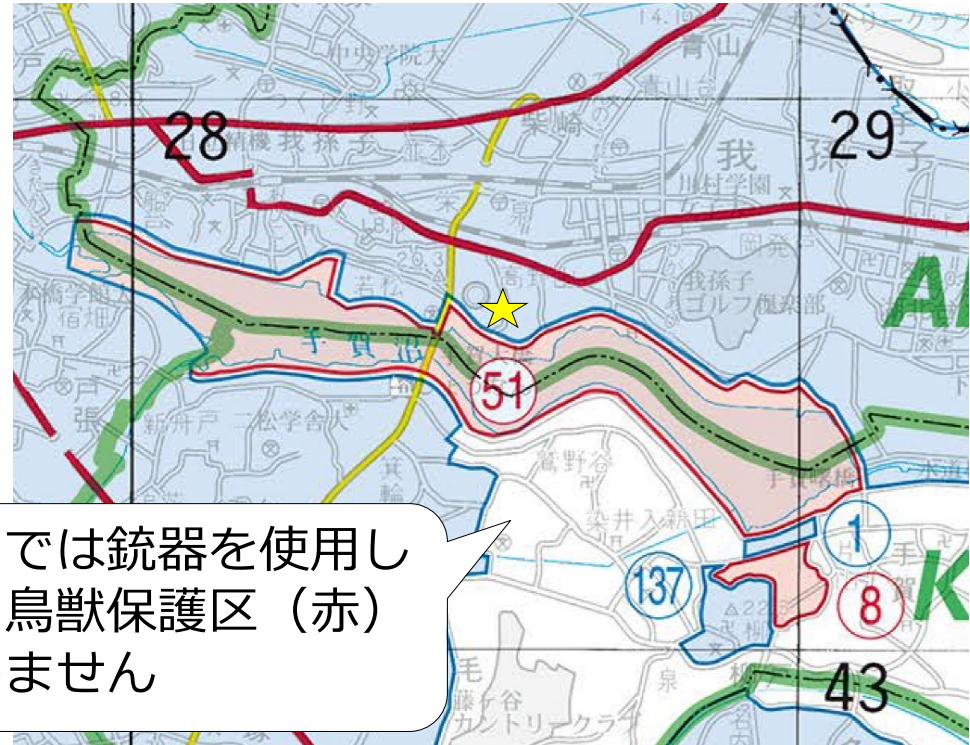
希少鳥獣のみ指定→①鳥獣保護管理法

希少・国内希少野生動植物種の両方指定→②種の保存法

令和3年1月4日現在

鳥獣保護管理法の捕獲禁止場所の調べ方

都道府県が発行する
鳥獣保護区等位置図
(ハンターマップ)
を利用しましょう

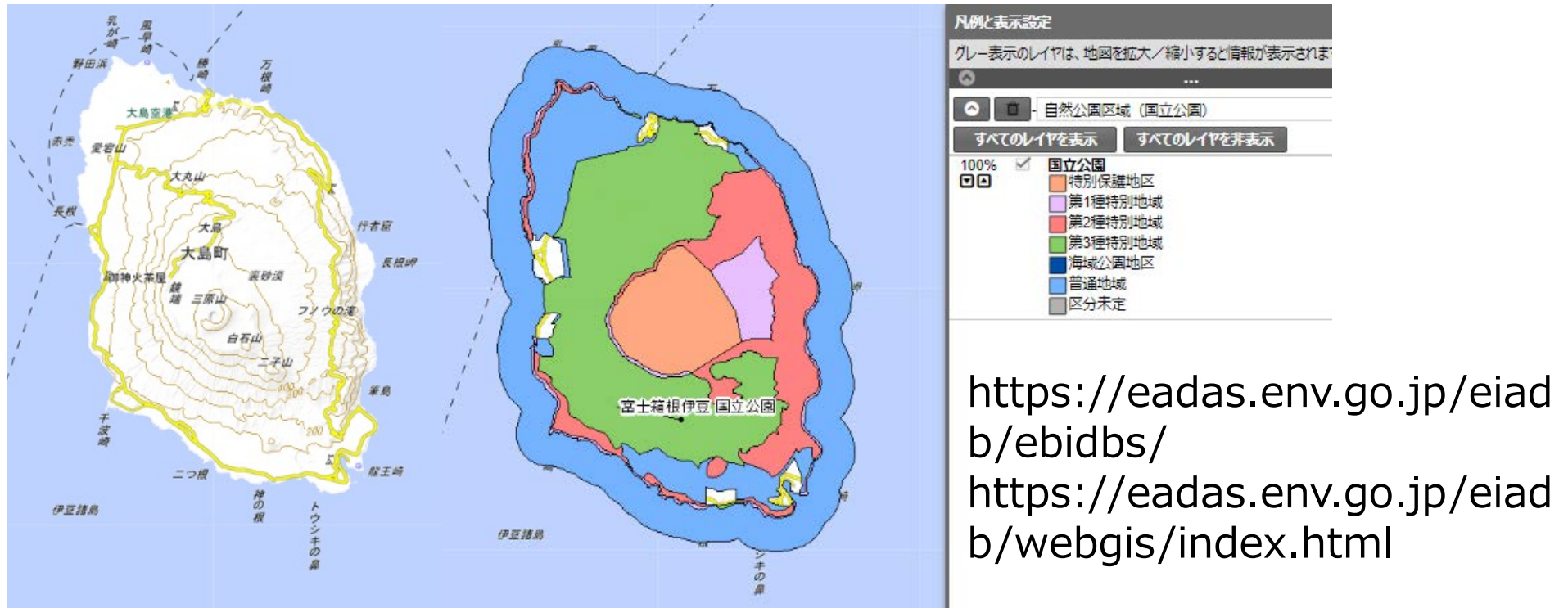


例えば、山階鳥類研究所がある場所★では銃器を使用した狩猟が禁止されています（青）が、鳥獣保護区（赤）ではないので、捕獲禁止場所に該当しません

- 狩猟者を対象として、毎年秋に更新される地図
- 鳥獣保護区・休猟区などを記載
- 現物は都道府県に問い合わせる必要があるが近年はホームページで画像データを公開していることが多い
- 境界線が不明瞭な場合は都道府県に要問合せ

鳥獣保護管理法の捕獲禁止場所の調べ方

環境アセスメントデータベースの
「地理情報システム (GIS)」も便利です



- 国立公園・国定公園の特別保護地区などを掲載
- 最新の情報でない場合があるので、原典データの更新年月日を要確認

鳥獣保護管理法の捕獲禁止場所に関連する法令

自然公園法（環境省）

特別保護地区での捕獲は許可が必要

（ただし鳥獣保護管理法or種の保存法で捕獲許可を取る際に禁止解除を受けていればOK）

自然環境保全法（環境省）

学術研究等の目的で原生自然環境保全地域（遠音別岳・十勝川源流部・南硫黄島・大井川源流部・屋久島）で捕獲・採取を行う場合は、**環境大臣**の許可が必要

（各地域の一部が保全地域に該当。許可が下りることはほぼない）

都市計画法・都市公園法（国土交通省）

公園・緑地での捕獲は管理者の許可が必要

地方環境事務所 担当区域

担当区域	事務所名
北海道（下記を除く）	北海道地方環境事務所
釧路市、北見市、網走市、紋別市、根室市、網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、標津郡、野付郡、目梨郡	釧路自然環境事務所 （北海道地方環境事務所経由）
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北地方環境事務所
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、静岡	関東地方環境事務所
石川、福井、岐阜、愛知、三重	中部地方環境事務所
富山、長野	信越自然環境事務所 （中部地方環境事務所経由）
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	近畿地方環境事務所
鳥取、島根、岡山、広島、山口 徳島、香川、愛媛、高知	中国四国地方環境事務所
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎 鹿児島（下記を除く）	九州地方環境事務所
鹿児島のうち奄美市及び大島郡 沖縄	沖縄奄美自然環境事務所 （九州地方環境事務所経由）

詳細は環境省ホームページ等を参照

次に・・・
捕獲対象種や調査場所が
「天然記念物」でないかの
確認が必要です



<http://www.kyoto-up.org/archives/2575>

文化財保護法 (文化庁)

国指定の天然記念物・特別天然記念物の現
状変更（捕獲）は**文化庁長官**の許可が必要

※天然記念物である植生や区域内への「立ち入り」も
許可が必要な場合がある

————→ **市町村の教育委員会**へ問い合わせ

鳥に関連する 天然記念物一覧

北海道	オオミズナギドリ繁殖地
北海道	大黒島海鳥繁殖地
北海道	天売島海鳥繁殖地
青森	蕪島ウミネコ繁殖地
青森	小湊のハクチョウおよびその渡来地
岩手	三貫島オオミズナギドリ及ヒメクロウミツバメ繁殖地
岩手	樺島ウミネコ繁殖地
岩手	日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地
岩手・宮城	イヌワシ繁殖地
宮城	伊豆沼・内沼の鳥類およびその生息地
宮城	陸前江ノ島のウミネコおよびウトウ繁殖地
山形	飛島ウミネコ繁殖地
福島	照島ウ生息地
福島	猪苗代湖のハクチョウおよびその渡来地
新潟	粟島のオオミズナギドリおよびウミウ繁殖地
新潟	水原のハクチョウ渡来地
山梨	身延町ブッポウソウ繁殖地
長野	三岳のブッポウソウ繁殖地
長野	十三崖のチョウゲンボウ繁殖地
岐阜	洲原神社ブッポウソウ繁殖地
愛知	鵜の山ウ繁殖地
京都・滋賀	比叡山鳥類繁殖地
京都	オオミズナギドリ繁殖地
島根	沖島オオミズナギドリ繁殖地
島根	経島ウミネコ繁殖地
島根	星神島オオミズナギドリ繁殖地
広島	アビ渡来群游海面
山口	壁島ウ渡来地
山口	八代のツルおよびその渡来地
福岡・佐賀	カササギ生息地
長崎	御岳鳥類繁殖地
宮崎	狭野神社ブッポウソウ繁殖地
鹿児島	鹿児島県のツルおよびその渡来地
沖縄	仲の神島海鳥繁殖地

地域を 定め ず	アカガシラカラスバト
	アカコッコ
	種アカヒゲ
	イイジマムシクイ
	イヌワシ
	シマフクロウ
	オーストンオオアカゲラ
	オオトラツグミ
	オオワシ
	オガサワラノスリ
	オジロワシ
	種カラスバト
	カンムリウミスズメ
	クマゲラ
	コクガン
	ヒシクイ
	マガン
	ヤンバルクイナ
	キンバト
	ルリカケス
	越ヶ谷のシラコバト
	アホウドリ
	カンムリワシ
コウノトリ	
タンチョウ	
トキ	
ノグチゲラ	
種メグロ	
ライチョウ	

天然記念物

特別天然記念物

外来生物も、鳥獣保護管理法の保護対象です

外来生物法（環境省）

野外で捕獲された特定外来生物（カナダガン・ガビチョウ類・ソウシチョウ）を再放鳥することは禁止されていない

捕獲を禁止する種を、各自治体が独自に定めている場合があります

各都道府県条例などによる捕獲禁止の指定

各自治体が指定した種/天然記念物は、自治体からの捕獲/現状変更許可が必要

調査連絡が必要なその他の機関

不審者が
侵入した！

土地の所有者
土地の管理者

鳥を捕まえてい
る人がいる。
密猟者では！？

所轄の派出所・交番
環境省地方環境事務所
都道府県鳥獣担当課
地域の鳥獣保護員
地域の野鳥の会など
⋮

勝手に木を
切られてし
まった！

カラーリングを
付けた鳥を見か
けたが??

捕獲調査にご理解をいただき、トラブルを防止するために、関係者への相談・連絡は欠かせません

傷病鳥・死亡鳥の取り扱い

捕獲許可あり（希少鳥獣・国内希少野生動植物種）

すぐに許可をもらった**地方環境事務所**に連絡

捕獲許可あり（その他の種）

傷病鳥：許可証が失効する日から30日間は保護飼育可
さらに日数を要する場合は、居住している**都道府県知事**の許可が必要

死亡鳥：許可証返納時に死亡要因等の添書と共に報告

捕獲許可なし

傷病鳥：都道府県担当部局に連絡→指定施設へ

死亡鳥：希少鳥獣・国内希少野生動植物種は管轄の**地方環境事務所**に連絡。その他の種で足環等が付いていれば山階へ・なければ山階/博物館等へ

許可申請の心得

法律が改正されたり、申請内容・申請先によって対応が変わる場合があります

関係すると思われる機関には、必ず「申請前」に問い合わせましょう

複数の法律による指定を受けている場合があるので、1つ1つ確認しましょう

許可が下りるまでには時間がかかる
(書類提出後約2ヶ月)ので
余裕を持って申請の準備をしましょう

調査中は・・・

- ・ 捕獲許可証（従事者証）を携帯し求められた場合は提示する
- ・ 鳥獣保護管理法の許可による調査では猟具に標識をつける
- ・ 天然記念物は、調査の開始/終了時に連絡



調査が終わっても気を抜かない！

- ・ 捕獲許可証（従事者証）は捕獲報告を添えて早め（遅くとも失効後30日以内）に返納する
- ・ 天然記念物は、速やかに現状変更終了報告を提出する

山階鳥類研究所からのお願いです

カラー標識 発信機・ロガー等 目立つ処理を行う場合

発見者からの
問い合わせに対応するため
色や番号の情報を
研究所までお知らせ下さい

ホームページを開設して、URLを
ご連絡いただくのがおすすめです



カラーリング付きのサギ類
観察情報をお寄せください

2014年7月9日更新

山階鳥類研究所では2006年から毎年、繁殖期にサギ類の集団繁殖地で巣内ヒナに金属足環とカラーリングを装着しています。

装着したサギ類の標識は下表のとおりです。観察された方は次の事項についてご一報ください。



足環を装着したダイサギ(写真:佐々木智恵)

ご連絡いただきたい事項

- 観察取者: 氏名
- 連絡先: 住所/e-mail/Tel/Fax
- 足環の色と番号:
- 観察年月日:
- 観察場所(市町村名、地名、地番):
- 種名:
- 性別: おす/めす/不明
- 年齢: 成鳥/幼鳥/不明
- 観察したときの状況:
- 写真の有無: 写真がある場合は添付ファイルなどで送ってください。

連絡先

山階鳥研 保全研究室(鳥類標識センター) 佐藤文男
E-mail: sato☆yamashina.or.jp(メール送信の際は☆を小文字の@に変えてください)

サギ類に装着した標識

日本で繁殖するサギ類の多くは東南アジアで越冬することが1960年代の標識調査で確かめられています。その後、日本でも東南アジアでも自然環境に変化があったこと、中国や東南アジアが鳥インフルエンザの発源地として注目されていることからサギ類の渡りを改めて取り上げて調査することにしました。

装着したカラーリングの概要は次の通りです。是非調査にご協力をお願いします。

- 装着部位: 脛(足の途中の関節の上)
- リング: 金属リングとカラーリング(色足環)
- 対象種: コイサギ、アマサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アオサギの6種

年	色	番号
2006年	A00	「A00～A99」「B00～B99」 「C00～C99」
2007年	D00	「D00～D99」「E00～E99」 「F00～F99」「G00～G99」 「H00～H99」「J00～J99」
2008年	K00	「K00～K99」「L00～L99」 「M00～M99」「N00～N99」 「P00～P99」「R00～R99」 「S00～S99」「T00～T99」 「V00～V99」
2009年	U00	「U00～U99」「X00～X99」 「Y00～Y99」「Z00～Z99」
2010年	A00	「A00～A69」「B00～B70」
2011年	C00	「B71～B99」「C00～C43」
2012年	01A	「01A～80A」
2013年	00B	「00B～99B」
2014年	00C	「00C～99C」